

司法院釈字第 485 号（1999 年 5 月 28 日）*

争 点

国軍住宅団地の建て直しにおいて既存の居住者およびその家族に補助などの優遇措置を提供することは憲法第七条の平等原則に抵触しないかいなか。

（國軍眷村改建之際，對原眷戶或其子女提供補助等優惠措施，有否違反憲法第七條平等原則？）

キーワード

福祉、資源配分、扶助、補助、平等原則、実質的平等

解釈文：憲法第七条の平等原則は、絶対的・機械的な形式的平等をいうものではなく、人民の法律上の地位における実質的な平等を保障する規定である。立法機関は、憲法の価値体系および立法目的にもとづき、当然規範対象事項の性質の差異を斟酌し合理的な差別待遇をすることができる。国民生活上の福祉を促進することは、憲法の基本原則の一つである。これは、憲法の前文、第一条、基本国策および憲法増修條文（憲法

改正条項）第一〇条の規定に照らせば明白である。立法者は、社会政策の考量にもとづき、法律を制定して福祉の資源を限定的に配分してはならぬわけではない。國軍老舊眷村改建條例（國軍の古い宿舎団地の建て直しに関する法律）およびその施行細則は、既存居住者（原眷戶）が同条例により立てられた住宅を購買しあつ政府によって支給される住宅購買補助金を受給する優遇を享有することができるとして、自分が用意すべき前金

*翻訳者：簡玉聰

については、優遇利率のロンを組むことができると規定している。既存居住者に適切な扶助を提供し必要な世話をすることは、同条例の立法趣旨および憲法第七条の平等原則に抵触していない。

しかしながら、国家資源が限られているため、社会政策に関する立法は、国家の経済と財政の状況を考量し、資源の有効利用の原則により、一般国民との平等関係を配慮し、福祉資源を適切に配分し、かつ受益者の財産力、収入、家計の負担および世話の必要性を斟酌し、適切に定めなければならず、受益者の特定の職位や身分のみを異なる待遇の唯一の根拠としてはならない。給付の方式および金額の規定については、受益者の基本的な生活需要に相当することをできるだけ図り、目的達成の必要な限度を超える明らかに過度の世話を与えてはならない。立法機関は、前述の条例が本解釈の趣旨に合致しない部分について全面的に検討を加え改進しなければならない。

解釈理由書：憲法第七条の平等原則は、絶対的・機械的な形式的平等をいうものではなく、人民の法律上の地位における実質的な平等を保障する規定である。立法機関は、憲法の価値体系および立法目的にもとづき、当然規範対象事項の性質の差異を斟酌し合理的な差別待遇をすることができる。憲法は、国民生活上の福祉を促進することをその基本原則の一つとする。これは、憲法の前文、第一条、基本国策の章および憲法増修條文（憲法改正条項）第一〇条の規定に照らせば明白である。この原則に基づき、国家は、各種の給付を提供して人民が人間の尊厳に合致する基本的な生活を維持しうることを保障し、かつ経済上の弱者の人民に扶助しかつ世話し、社会保障制度等の民生福祉措置を設けなければならない。前述の諸措置は、国家資源の分配にかかる以上、立法機関は、各種の社会給付における優先順位、規範目的、受益者の範囲、給付方式および金額等に関する規定について、十分な形成の自由を当然に有し、人民に対する保護や世話の需要お

より国家財政等の社会政策の考量を斟酌して、法律を制定し、福祉資源を限定的に分配することができる。中華民国八五年（1996年）二月五日に公布された國軍老舊眷村改建條例第五条（八六（1997）年一一月二六日に修正）、第二〇条および八五(1996)年七月二三日に発布された同条例の施行細則第九条は、既存居住者（原眷戶）が同条例により立てられた住宅を購買しかつ政府によって支給される住宅購買補助金を受給する優遇を享有することができるとし、自分が用意すべき前金については、優遇利率のロンを組むことができると規定している。その立法目的は、世話の必要のある既存居住者に適切な扶助を提供し、民生福祉を促進する基本原則に合致し、憲法第七条の平等原則に抵触していない。

しかしながら、国家資源が限られているため、社会政策に関する立法は、国家の経済と財政の状況を考量し、資源の有効利用の原則により、一般国民との平等関係を配慮し、福祉資源を適切に配分

し、かつ受益者の財産力、収入、家計の負担および世話の必要性を斟酌し、適切に定めなければならず、受益者の特定の職位や身分のみを異なる待遇の唯一の根拠としてはならない。給付の方式および金額の規定については、受益者の基本的な生活需要に相当することをできるだけ図り、目的達成の必要な限度を超える明らかに過度の世話を与えてはならない。前述の条例第三条第一項は、「この条例にいう国軍の古い宿舎団地とは、中華民国六九年（1980 年）一二月三一日以前に建設完成された軍人とその家族の宿舎でありかつ次の各号の状況の一つを有するものをいう。一、政府によって建設され分配されたもの。二、中華婦女反共聯合會の寄付によって建設されたもの。三、政府が土地を提供し、既存居住者が自分の経費で建設したもの。四、その他主務機関によって認められたもの。」と規定している。しかし、宿舎団地が古くなったため、立て直される必要があるかいなかは、宿舎団地の実際状況によりかつ地域更新に合わせて決定されなければならない、

単に宿舎団地の建設完成日のみをもって概括的に認定されてはならない。これは、国家資源の浪費を避けるためである。八六（1997）年一一月二六日に改正された同条例第五条第一項後段「既存居住者が死亡した場合、配偶者が優先的にその権利利益を承継し、既存居住者とその配偶者が死亡した場合、その子女がその権利利益を承継し、その他の者はその権利利益を承継してはならない」との規定は、遺族の世話を目的とするが、その子女には確かに居住困難の解決につき国家によって世話をされる必要があるかを問わず、すべて家屋と土地の購買および既存居住者と同様な補助の権利を付与することが明らかに過度の世話をすることがないとはいえない。また、同条例第二四条第一項は、「主務機関が配分し販売した住宅については、法により承継された場合を除き、購入者は、その財産権の登記の日から五年を満たさない期間にみずからその住宅と土地を売り出し、不動産質に出し、贈与または交換してはならない」と規定する。その家屋購買金が主に国家

から出る以上、純然たる自分の代金で取得した不動産とは異なるため、立法機関は当然購入者の処分権利の制限を考えなければならない。例えば、その転売の対象および価格またはその他の適切な措置をとり、限られた資源を有効な利用にする。

前述した条例の規定は、国家資源を限定的に配分して実質的平等の原則および資源の有効利用原則の実現に合致しない。立法機関は、本解釈の趣旨に合致しない部分について全面的に検討を加え改進しなければならない。

本解釈は、陳計男大法官による反対意見書がある。